



平成18年11月16日  
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 計測器類の設定及び定期事業者検査の記録の適切性に係る  
確認結果について

当社は、東海第二発電所（沸騰水型軽水炉：定格電気出力110万キロワット）の可燃性ガス濃度制御系※<sup>1</sup>における計器設定について自主的に調査を行い、8月9日に調査状況をお知らせしました。また、同日、経済産業大臣より報告徴収の指示を受けました。

これを受けて、8月10日、社内に常務取締役を委員長とする「東海第二発電所可燃性ガス濃度制御系流量の不適切な補正に関する調査・対策委員会」を設置し、全社をあげて調査を行い、9月8日、経済産業大臣宛に以下の報告書を提出しました。また、同日、原子力安全・保安院長より、本件に関する再発防止対策徹底の指示を受けました。

（1）東海第二発電所 可燃性ガス濃度制御系流量の不適切な補正に関する調査報告

（2）保安規定の運転上の制限に係る計測器類の設定及び定期事業者検査の記録の適切性についての再確認結果（東海第二発電所及び敦賀発電所）（中間報告）

更に、9月28日、上記（2）について、原因と対策を取りまとめた報告書を経済産業大臣宛に提出しました。

（平成18年8月3、9日、9月8、28日発表済）

本日、東海第二発電所に関し、上記（2）で報告した計測器類以外のその他の計測器類について調査した報告書を経済産業大臣宛に提出しましたのでお知らせします。

あわせて、茨城県、東海村にも同様の報告書を提出しました。

今後、同様の事象を再発させないために、再発防止対策を徹底し、安全第一を最優先に一層の社会的な信頼性の確保に努めてまいります。

以 上

添付資料：東海第二発電所 計測器類の設定及び定期事業者検査の記録の適切性に係る  
確認結果（概要）

※1 可燃性ガス濃度制御系：原子炉冷却材喪失事故時に発生する可燃性ガス（水素、酸素）が原子炉格納容器内に溜まり、水素と酸素が反応して燃焼を起こす事を防ぐため、水素・酸素ガス濃度を制限値以下になるよう処理する装置。1系統で100%容量をもつ独立したA系、B系の2系統で構成されている。

東海第二発電所 計測器類の設定及び定期事業者検査の記録の適切性に係る  
確認結果（概要）

1. 調査結果

東海第二発電所における保安規定の運転上の制限に係る計測器類の設定、及び定期事業者検査の記録の適切性について調査した結果、東海第二発電所の可燃性ガス濃度制御系で確認された不適切な補正\*<sup>1</sup>と同様な事例は認められなかった。

調査結果は下表のとおり。

\* 1：可燃性ガス濃度制御系流量の不適切な補正については、その事実関係の報告、原因究明及び再発防止対策の検討結果を9月8日に報告済。

（単位：ループ）

|                                           | 調査対象<br>の計器類 | 計器調整が必要なもの                        |                     |                                 |
|-------------------------------------------|--------------|-----------------------------------|---------------------|---------------------------------|
|                                           |              | 東海第二発電所で確認<br>された不適切な補正と<br>同様な事例 | 速やかに計器調整を実<br>施したもの | 次回の定期事業者検査<br>時に計器調整を実施す<br>るもの |
| 保安規定及び定期<br>検査の記録に係る<br>計測器類<br>（9月8日報告分） | 1, 2 5 1     | 0                                 | 0                   | 1 2                             |
| 上記以外の計測器類<br>（今回報告分）                      | 5 3 0        | 0                                 | 0                   | 1 3                             |
| 合 計                                       | 1, 7 8 1     | 0                                 | 0                   | 2 5                             |

注）：今回の調査の結果、計器調整は必要ないが、上記以外に計器仕様表の誤記（19ループ）や国際単位系での表示に対応していないことなど（436ループ）を新たに確認した。

2. 原因及び対策

今回、新たに確認された不整合を分析した結果、平成18年9月28日付けで報告した原因及び対策に変更すべき箇所はなく、また、平成18年10月31日付けで報告した「東海第二発電所 可燃性ガス濃度制御系流量の不適切な補正に係る再発防止対策の行動計画について」に記載している19項目の再発防止対策についても、新たに追加すべき事項はない。

以上